

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700460号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700224号

第1 結論

請求者のA社における平成8年9月1日から平成10年2月28日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年9月から平成9年9月までの標準報酬月額については28万円から34万円、平成9年10月から平成10年1月までの標準報酬月額については9万2,000円から34万円とする。

平成8年9月から平成10年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年9月1日から平成10年2月28日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、平成10年2月19日付けで、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した平成8年9月1日に遡って28万円に減額処理が行われ、さらに、平成10年2月20日付けで、平成9年の定時決定の処理が遡って行われ、標準報酬月額が9万2,000円に決定され、同日に平成10年2月19日付けで被保険者資格を喪失する処理が行われていることが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成10年2月28日、以下「全喪日」という。)より後の、同年3月10日付けで喪失年月日が全喪日と同日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社の事業主を含む全被保険者が、請求者同様、平成10年2月19日付けで被保険者資格取得時(平成8年9月1日)に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認でき、請求者同様、平成10年2月20日付けで、平成9年の定時決定において標準報酬月額を9万2,000円とする処理が行われている者が、事業主を含め

6人確認でき、うち5人は、全喪日より後の、平成10年3月10日付けで平成10年2月19日の喪失年月日を全喪日と同日に訂正されていることが確認できる。

また、請求者から提出された給料支払明細書等により、平成10年2月20日付けで処理された平成9年の定時決定において請求者の標準報酬月額を9万2,000円とする決定が事実在即したものであると確認できない。

さらに、A社の事業主は、請求期間当時、社会保険料の滞納があった旨回答しており、請求者及び上記の標準報酬月額が遡及して減額処理されている同僚の一人は、請求期間当時、同社の業績は苦しかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成10年2月19日付けで行われた遡及訂正処理及び同年2月20日付けで行われた平成9年の定時決定に係る処理は事実在即したものとは考え難く、請求者について、平成8年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。